

乳幼児保育 第3回目 サポート授業

2024年12月
10日

- 試験課題1 「子どもの心身の状態・健康を把握する視点」
- 地域型保育等における乳幼児施設
- 保育所以外の児童福祉施設（乳児院など）

東北こども福祉専門学院
講師 三浦 えみ子

テスト課題 1 を選択

1 保育所保育において、子どもの心身の状態・健康状態を把握する視点について、『保育所保育指針』を踏まえながら、朝の受け入れ時、保育中、睡眠（午睡）中、降園時等、一日の保育の流れに沿いながら具体的に述べて下さい。

第1節 子どもの健康支援 (1) 子どもの観察

P118

「保育所保育指針」第3章 健康及び安全

第3章 健康及び安全

保育所保育において、子どもの健康及び安全の確保は、子どもの生命の保持と健やかな生活の基本であり、一人一人の子どもの健康の保持及び増進並びに安全の確保とともに、保育所全体における健康及び安全の確保に努めることが重要となる。

また、子どもが、自らの体や健康に关心をもち、心身の機能を高めていくことが大切である。

このため、第1章及び第2章等の関連する事項に留意し、次に示す事項を踏まえ、保育を行うこととする。

①朝の受け入れ時の観察ポイント

- 健康状況（食欲・睡眠・便・外傷）などの確認や聞き取り
- 機嫌の良し悪しや表情の観察（顔・頭部・手足など見えるところに異常はないかなど）
- 体温の確認（当園時の検温）
- おむつ替えの際の全身の観察（発疹・赤疹・外傷など）
- 鼻や耳の異臭や異常がないか。

※異常が感じられた時は、必要に応じて保護者と連絡をとり、体調などの情報交換を行う。

②保育中の観察ポイント

- 遊び方、遊ぶ意欲等の活動性。（動き方や活動の様子）
- 機嫌・食欲・便や排尿の回数による体調の把握。
- 着替えや排便時に身体の傷や衣服の異常な汚れが無いか。
- 睡眠中の観察。特に呼吸器疾患が疑われる子どもについては細やかな観察と注意を払う。（午睡時には、呼吸・顔色等0歳児は最低5分～10分間隔で観察を行い記録する。
／SIDS確認）

※乳幼児突然死症候群（SIDS）予防のため、うつぶせ寝はさせない。入眠前の授乳で排気できていない場合は、ベットに印をつけるなどし、嘔吐による窒息などが起きないように十分注意する。

③降園時の観察ポイント

- 保護者への引き渡し前のおむつ替え時に全身を確認する。
(おむつの汚れがなく、陰部の清潔が保たれているか。打ち身・傷跡など)
- 発熱や機嫌の変化はないか。

※一日の保育の流れ

- | | |
|---------|--------------------------------------|
| ◎朝の受け入れ | (8時～9時) |
| →自由遊び | (登園～9時半) |
| →朝の会 | (9時半～15分程度)

＜出席確認・季節の歌・活動の確認＞ |
| →当日の活動 | (10時～11時半) |
| →昼食 | (12時～13時) |
| →午睡 | (13時～15時) |
| →おやつ | (15時～16時) |
| →自由遊び | (16時～降園迄) |
| →隨時降園 | (16時半～18時) |

(2) 観察における記録 P121

- ①保育者が記入する保育日誌
- ②保護者と保育者が相互に記入する連絡ノートなど
- ③保育者全員が情報の共有をするための保健連絡票など
- ④午睡時の観察記録

(3) 発育及び発達状態を把握する

- ・定期的に身長や体重を計測し毎月の計測結果を比較し発達の状態を把握する

※**乳児検診** 「母子保健法」に基づく乳児保健診査が実施される。定期健診の時期は「1歳6か月」と「3歳児」である。健康を見守り支援するという目的。家族を含めて不安や悩みを医師・保健師・栄養士が子育てに必要な支援を行う目的ももっている。

多用な保育の場における乳児保育

○地域型保育等における乳児保育 P41

- (1) 小規模保育事業
- (2) 居宅訪問型保育事業
- (3) 事業所内保育事業
- (4) 家庭的保育事業

保育の必要性の認定について

1. 概要

- 子ども、子育て支援制度では、実施主体である市町村が、保護者の申請を受け、客観的な基準に基づき、保育の必要性を認定した上で、給付する仕組み。
- 保育の必要性の認定に当たっては、①事由【保護者の就労・疾病など】②区分【保育標準時間・保育短時間】の2区分。保育必要量について、国が基準を認定。

2. 「事由」について

- 給付の対象となる教育・保育の適切な提供などに当たって、施設・事業者に対して求める基準を設定。

施設型給付

認定こども園 0～5歳

幼保連携型

※ 幼保連携型については、認可・指導監督の一本化、学校及び児童福祉施設としての法的位置づけを与える等、制度改善を実施

幼稚園型

保育所型

地方裁量型

幼稚園 3～5歳

保育所 0～5歳

※私立保育所については、児童福祉法第24条により市町村が保育の実施義務を担うことに基づく措置として、委託費を支弁

地域型保育給付

小規模保育、家庭的保育、居宅訪問型保育、事業所内保育

新制度施行前の「保育に欠ける」事由

○以下のいざれかの事由に該当し、かつ、同居の親族その他の者が当該児童を保育することができないと認められること

- ①昼間労働することを常態としていること(就労)
- ②妊娠中であるか又は出産後間がないこと(妊娠、出産)
- ③疾病にかかり、若しくは負傷し、又は精神若しくは身体に障害を有していること(保護者の疾病、障害)
- ④同居の親族を常時介護していること。(同居親族の介護)
- ⑤震災、風水害、火災その他の災害の復旧に当たつてていること(災害復旧)
- ⑥前各号に類する状態にあること。(その他)

新制度における「保育の必要性」の事由

○以下のいずれかの事由に該当すること

※同居の親族その他の者が当該児童を保育することができる場合、その優先度を調整することが可能

①就労

- ・フルタイムのほか、パートタイム、夜間など基本的にすべての就労に対応(一時預かりで対応可能な短時間の就労は除く)

②妊娠、出産

③保護者の疾病、障害

④同居又は長期入院等している親族の介護・看護

- ・兄弟姉妹の小児慢性疾患に伴う看護など、同居又は長期入院・入所している親族の常時の介護、看護

⑤災害復旧

⑥求職活動

- ・起業準備を含む

⑦就学

- ・職業訓練校等における職業訓練を含む

⑧虐待やDVのおそれがあること

⑨育児休業取得時に、既に保育を利用している子どもがいて継続利用が必要であること

⑩その他、上記に類する状態として市町村が認める場合



○子ども・子育て支援制度では、教育・保育施設を対象とする施設型給付・委託費に加え、以下の保育を市町村による認可事業として、児童福祉施法に位置付けた上で、地域型保育給付の対象としている。

◆小規模保育（利用定員6人以上19人以下）

◆過程的保育（利用定員5人以下）

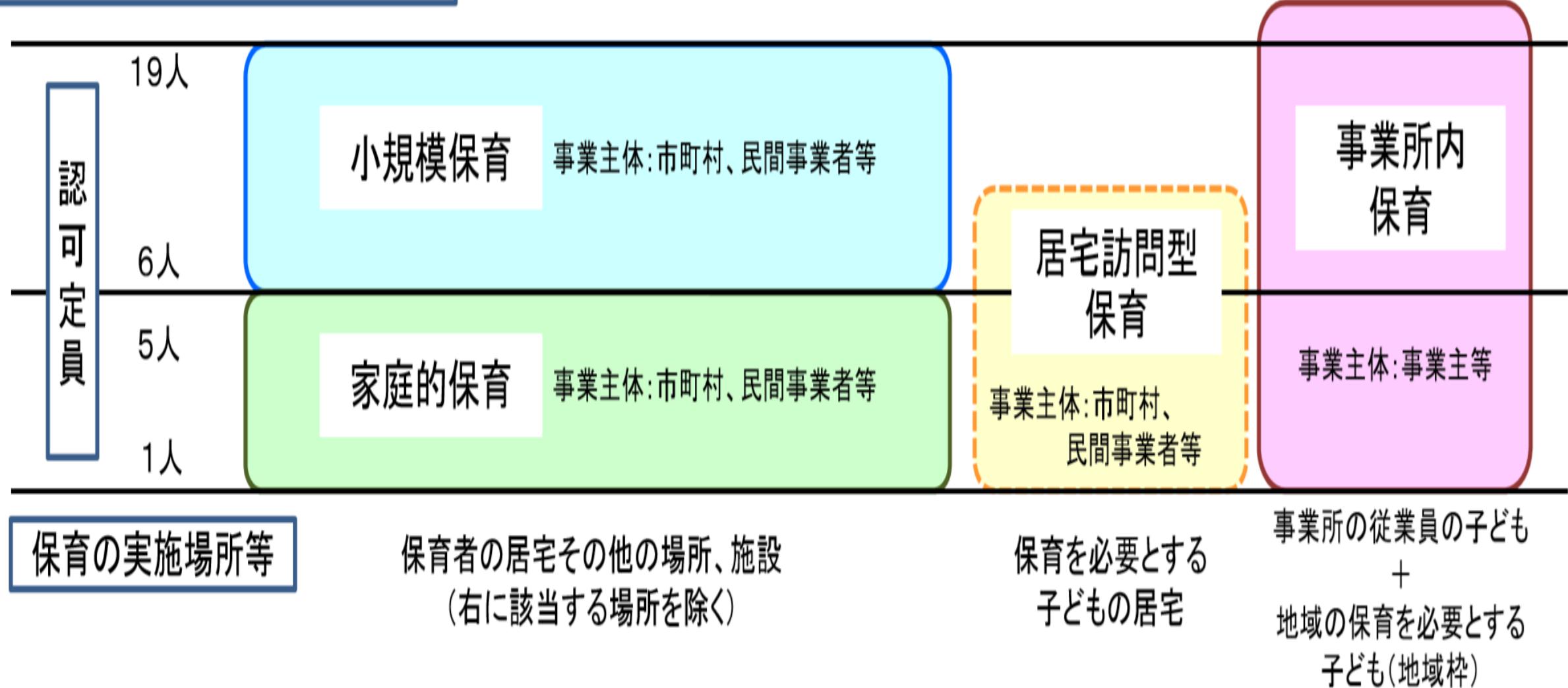
◆居宅訪問型保育

◆事業所内保育（従業員の子どもの他、地域における子どもへの保育を提供）

○都市部では、認定こども園などを連携施設として、小規模保育等を増やすことによって、待機児童の解消を図る。

○人口減少地域では、認定こども園と連携しながら、小規模保育等の拠点によって、地域の子育て支援機能を維持・確保することを目指す。

地域型保育事業の位置付け



地域型保育事業の認可基準について

小規模保育事業の認可基準について

○**A型**（保育所分園・ミニ保育所に近い類型）

○**C型**（グループ型小規模に近い類型）

○**B型**（中間型）の3種の基準とする。

※**B型**は保育士を1／2の基準とするが、保育所と同等の職員配置とせず、1をプラスする。

※**B型**で、開所した小規模保育所がA型に移行するよう促し、質を高めていくようにする。

＜主な認可基準＞

		小規模保育事業		
保育所		A型	B型	C型
職員数	0歳児 3:1 1・2歳児 6:1	保育所の配置基準+1名	保育所の配置基準+1名	0~2歳児 3:1 (補助者を置く場合、5:2)
職員 資格	保育士 ※保健師又は看護師等の特例有(1人まで)	保育士 ※保育所と同様、保健師又は看護師等の特例を設ける。	1/2以上保育士 ※保育所と同様、保健師又は看護師等の特例を設ける。 ※保育士以外には研修実施	家庭的保育者 ※市町村長が行う研修を修了した保育士、保育士と同等以上の知識及び経験を有すると市町村長が認めるとする者

設備・面積	0歳・1歳 乳児室 1人当たり1.65m ² ほふく室 1人当たり3.3m ² 2歳以上 保育室等 1人当たり1.98m ²	0歳・1歳児 1人当たり3.3m ² 2歳児 1人当たり1.98m ²	0歳・1歳児 1人当たり3.3m ² 2歳児 1人当たり1.98m ²	0歳～2歳児 いすれも1人3.3m ²
	自園調理 ※公立は外部搬入可(特区) 調理室 調理員	自園調理 (連携施設等からの搬入可) 調理設備 調理員	自園調理 (連携施設等からの搬入可) 調理設備 調理員	自園調理 (連携施設等からの搬入可) 調理設備 調理員
処遇等	給食			

	家庭的保育事業	事業所内保育事業	居宅訪問型保育事業
職員数	0~2歳児 3:1 家庭的保育補助者を置く場合 5:2	定員20名以上 保育所の基準と同様	0~2歳児 1:1
職員	家庭的保育者 (+家庭的保育補助者)		
資格	* 市町村長が行う研修を修了した保育士、保育士と同等以上の知識及び経験を有する と市町村長が認める者		必要な研修を修了し、保育士、保育士と同等以上の知識及び経験を有 すると市町村長が認める者

設備・面積	保育室等 0歳～2歳児 1人当たり3.3m ²	定員19名以下 小規模保育事業A型、B型の基準と同様	-
処遇等	給食 自園調理 (連携施設等からの搬入可) 調理設備 調理員 (3名以下の場合、家庭的保育補助者を置き、調理を担当すること可)	自園調理 (連携施設等からの搬入可) 調理設備 調理員	-

第2章 乳幼児保育の現状と課題

○地域型保育事業等における乳幼児保育の課題 P43

(1) 小規模保育事業

- ・事業所主体が多種多用である為、保育所保育を受ける乳児との処遇の格差、保育の質のばらつきがある
- ・入所している「子どもの最善の利益」が保証された保育が必要となる

(2) 居宅訪問型保育事業

- ・ベビーシッターは、保育士の様に国家基準における、資格保持が条件ではない
- ・密室において、1対1の対応の為、不適切な対応があつても発見が困難

(3) 事業所内保育事業

- ・利用者じた保育に実施する為、24時間シフトの保護者児童は、流動的に対応して行く必要がある
- ・その年に応じて預かる年齢が一定ではない為、殆どが異年齢で過ごす事が多い
- ・必ずしも、気の合う友人がいる訳ではなく、寂しい思いをする事がある

(4) 家庭的保育事業

- ・運営は、一個人で行い、密室であり、子どもへの処遇・保育内容
- ・給付金の適正な使途、保育者の孤立などの課題がある

第4節 3歳未満児や家庭を取り巻く環境と子育て支援の場 P47

1、3歳未満児や家庭を取り巻く環境

- ・核家族化、兄弟の少ない子ども、全体的な少子化、都市型住宅による家庭の孤立化
- ・親世代がこのような社会で生まれ育っており、育児に悩む親はネットに頼る

2、子育て支援の場

(1)乳児保育における課題

- ・一日の起きている大半を親から離れて過ごす幼い子ども達の保育の在り方を十分考慮
- ・家庭養育の補完という消極的な保育ではなく「子ども達の今の最善の利益」を考える
- ・養護の行き届いた中で、健全な育ちを保障する、質の高い保育の実践を実行する

(2)地域支援における課題

- ・子ども達をコーディネートする拠点となっているか（全体の5割を家庭で過ごす支援体制）
- ・近隣との交流を持たず、子どもの存在にも気付かれない家庭の存在
- ・「児童福祉法第1条」の全ての国民は児童が心身共に健やかに生まれ且つ育成するように努めなければならない」という課題を実施
- ・地域における全ての子育て家庭が見える子育て支援に力を注ぐ事

第3節 保育所以外の児童福祉施設における乳児保育 P34

1、乳児院

- (1) 入所の背景
- (2) 乳児院の一日
- (3) 乳児院のその他の役割

- ① 「乳児院の一日」動画 (2分)
- ② 40年間で30名の子どもを育てた夫婦そのまなざし
- ③ 赤ちゃんポスト開設から14年

乳児院（児童福祉施設）

○児童福祉法第3条

「乳児院は乳児（保健上、安定した生活環境の確保その他の事由により特に必要のある場合には、幼児も含む）を入院させて、これを養育し、併せて退院したものについて相談その他の援助を行うことを目的とする」

○職員

保育士、看護師、医師（又は嘱託医師）、栄養士、調理師、家庭支援相談員、等が連携しながら養育している

乳児院とは・・・

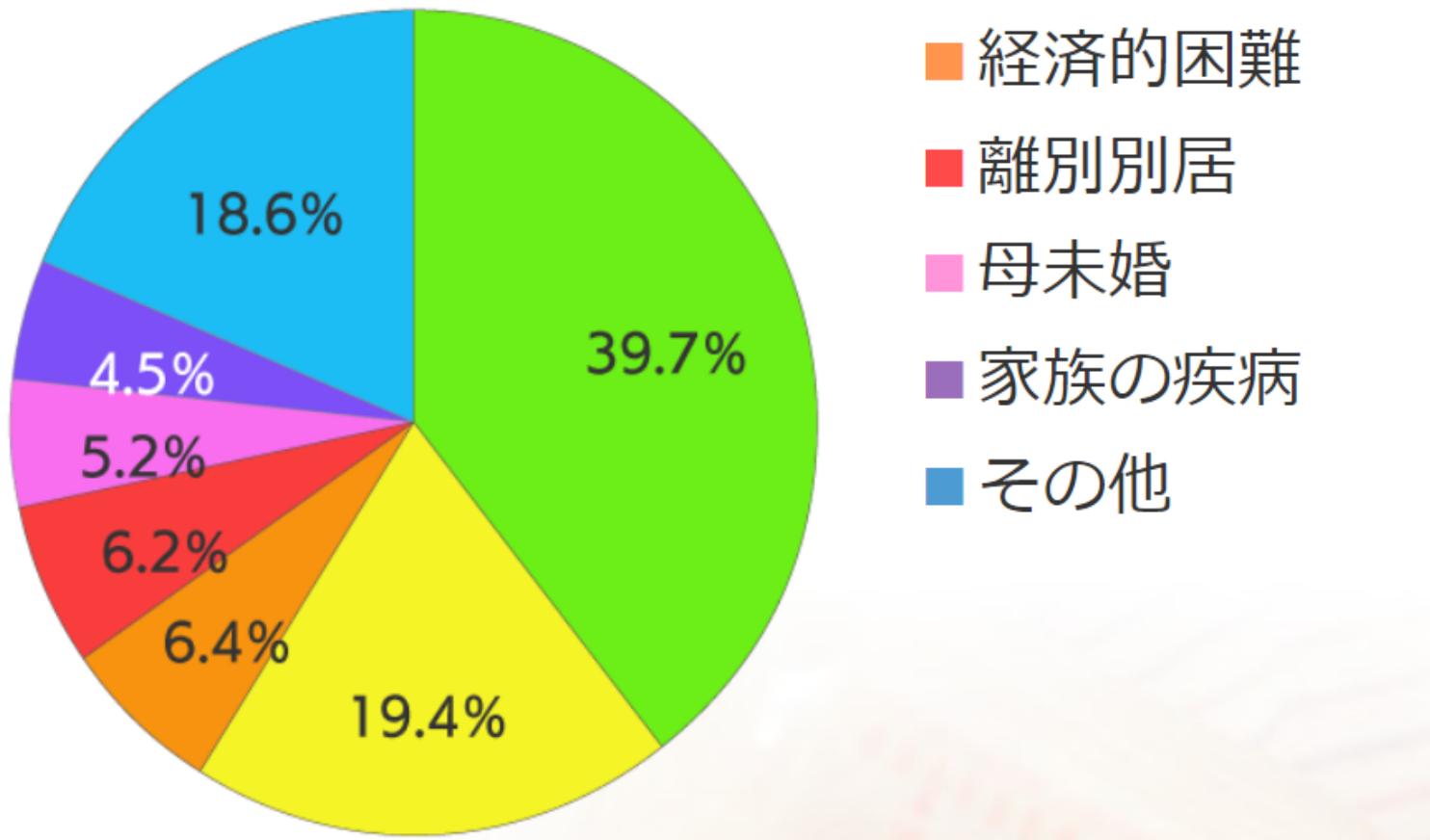
- 乳児院とは、何らかの事情で家庭において養育できない乳児を預かり代わりに養育する施設
- 「家庭において養育できない」とは、保護者がいない場合、保護者による「養育が困難」な場合だけでなく、保護者による「養育が不適当」な場合も含む

乳児院の管轄と根拠法令

- ・ 乳児院の管轄：厚生労働省
 - ・ 根拠法令：児童福祉法第37条
- 乳児院は、厚生労働省が所管し、児童福祉法を根拠法令とする児童福祉施設の一つ
 - 児童福祉施設には、乳児院の他に保育所、幼保連携型認定こども園児童厚生施設、児童養護施設、重症心身障害児施設等などがある

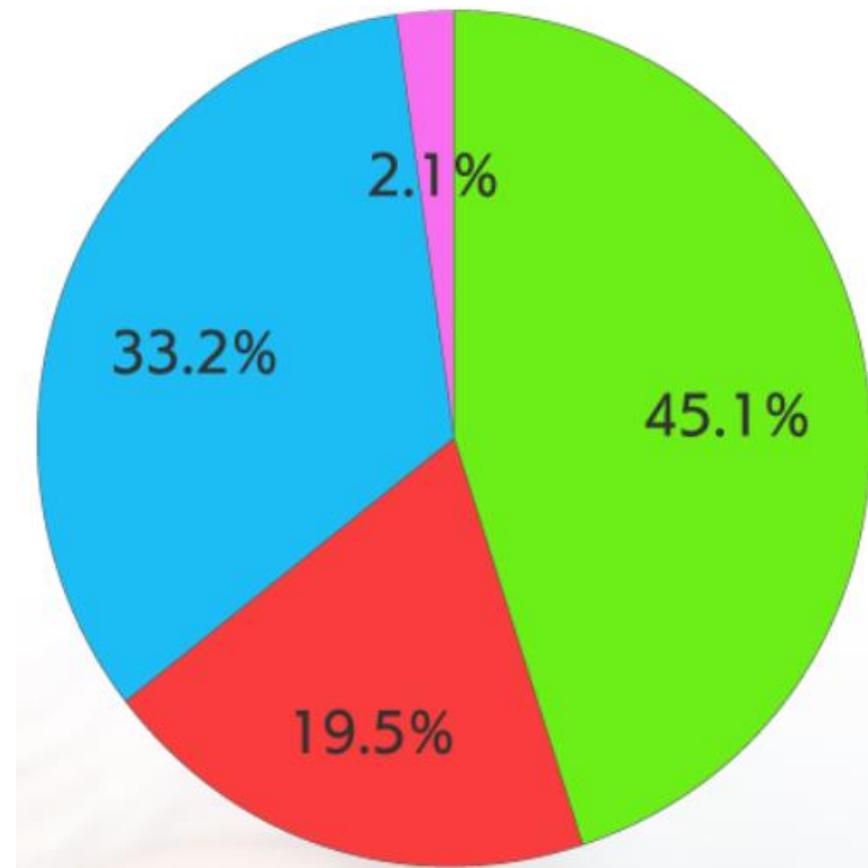
乳児院を利用する理由と退所する理由

新規入所理由



乳児院を利用する理由と退所する理由

退所理由



- 家庭引取
- 里親委託・養子縁組
- 児童養護施設等への措置変更
- その他

乳児院の数

- 乳児院は、各都道府県に必ず**1ヶ所以上設置**することになっている。
- 厚生労働省の発表(第14回新たな社会的養育の在り方に関する検討会(平成29年5月26日)参考資料1「児童養護施設等について」)によると、2016年10月時点の数は、以下のとおり。
 - ・全国136ヶ所に設置
 - ・2901人の赤ちゃんが入所(定員3877人)
- 乳児院は、児童養護施設など**他の児童福祉施設と併設**されているところが多い

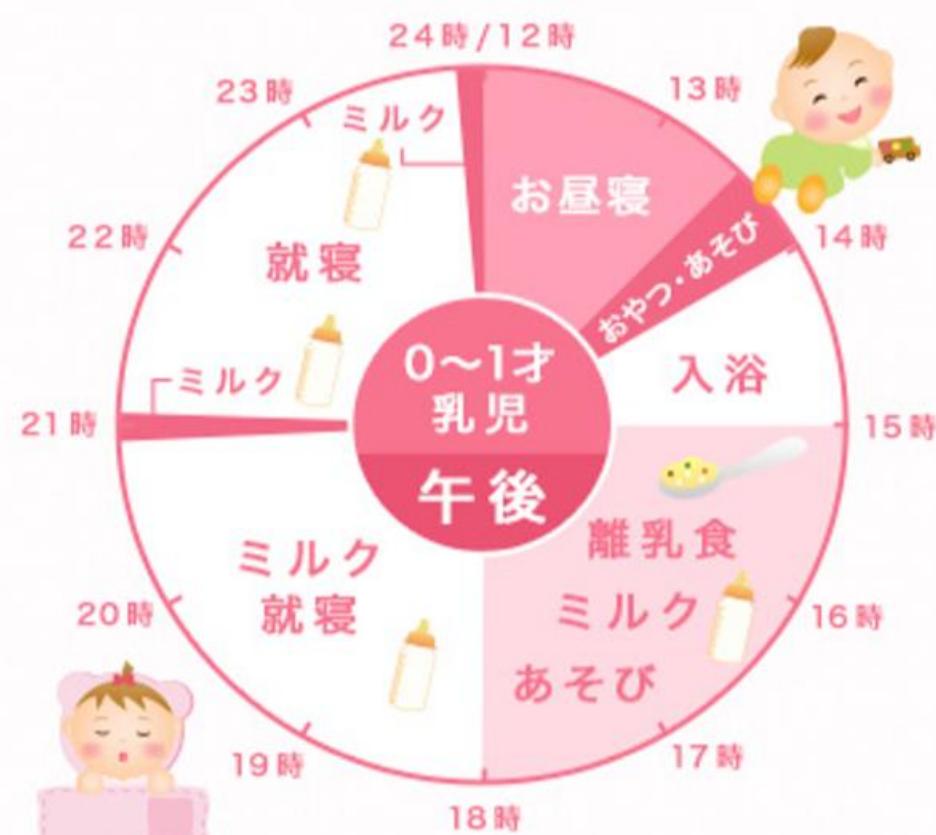
乳児院の対象年齢

- 乳児院に入所できるのは、乳児院という名称のとおり、原則として、**生後1歳未満の乳児(赤ちゃん)**
- 安定した生活の確保が必要である場合など特別な事情がある場合は、**幼児**でも入所出来る

在所期間

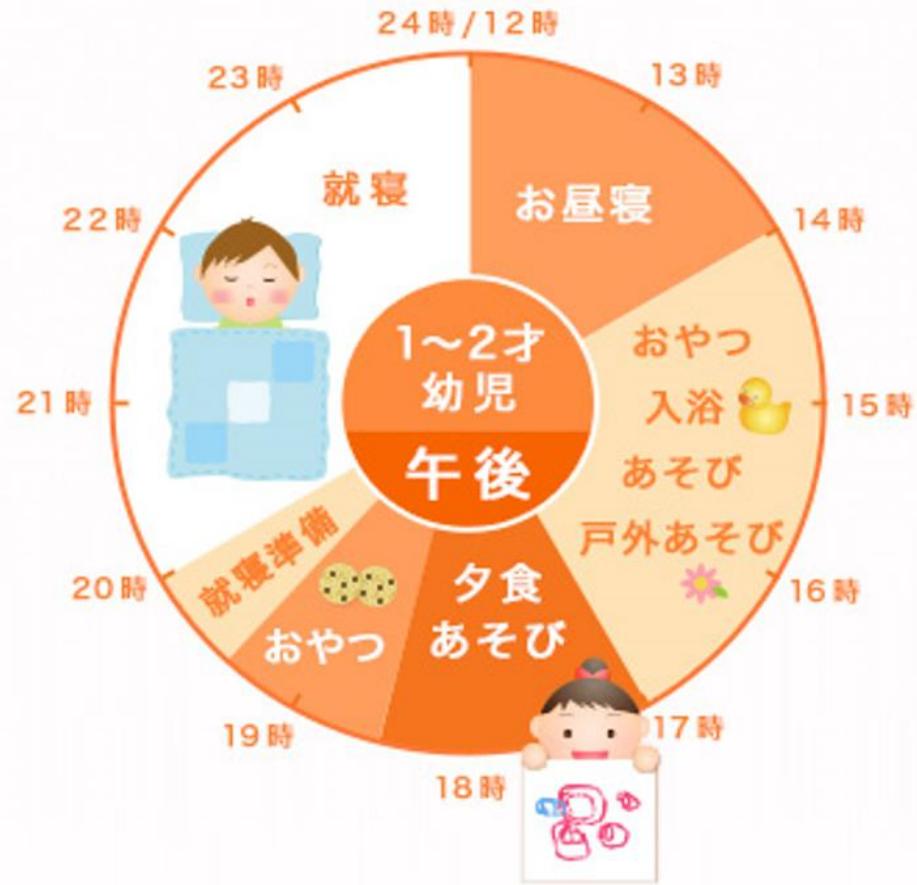
- 乳児院の入所期間は決まっておらず、入所可能年齢を超過するか、**家庭において養育できない事情が解消するまで在院**
- 平均的な在院期間は、**約13ヶ月**
- 必ずしも約1年で親元へ戻っているという訳ではなく、**※里親**に引き取られたり、**児童養護施設**に入所したりする赤ちゃん(幼児)もいる。
- 厚生労働省の発表では、在所期間が1ヶ月未満の赤ちゃんが6.5%、6ヶ月未満を含めると、25.7%おり、短期間の利用も一定数居る

乳児院での一日の過ごし方 0~1歳



乳児院での一日の過ごし方 1~2歳

1~2才 幼児



乳児院と保育所、児童養護施設の違い

- 乳児院、保育所、児童養護施設はいずれも児童福祉法を根拠とする児童福祉施設
- 保育所とは、親の就労などにより「保育を必要とする子ども」を預かり保育する施設
- 児童養護施設とは「家庭で養育できない乳幼児を預かり代わりに養育する施設」
- 保育所が、子どもを預かって「一定時間保育する」施設なのに対して、乳児院は、赤ちゃんを定期間預かって「24時間体制で養育する」施設
- 乳児院と児童養護施設は、定期間預かって24時間体制で養育する施設であることは共通しているが、入所できる年齢は異なる
- 乳児院の入所対象が乳幼児なのに対して、児童養護施設の入所対象は乳児から18歳の児童

※里親制度 里親とは…

- 親の病気、家出、離婚、そのほかいろいろな事情により家庭で暮らせない子どもたちを、**自分の家庭に迎え入れて養育する人**を指す。
- 里親制度は、児童福祉法に基づいて、里親となることを希望する者に子どもの養育を委託する制度。近年は、**家庭的養護が施設養護よりも優先**されている。
- 児童にとっては、実親の代わりに深い愛情を持ち育ててくれる親代わりの里親が必要。
- 幼い乳児や児童には、**特定の大人との関係**が必要である、と云われる。これが無いと**愛着障害**を起こす危険性がある。
- 子どもは、安全なベース(安全基地)があって、初めて外の世界への興味を持って自我が芽生え成長することができる。愛着関係が無いまま成長すると、「**自信を持たなくなる**」「**コミュニケーション能力が劣る**」「**大人になっても社会に交われず、就職が出来ない**」「**反社会的な行動をとる**」などのリスクが高くなるとも云われている。

小規模住居型児童養育事業(ファミリーホーム)

- 小規模住居型児童養育事業**は、家庭的養護を促進するため、要保護児童に対し、この事業を行う住居(ファミリーホーム)において、児童間の相互作用を活かしつつ、児童の自主性を尊重し基本的な生活習慣を確立するとともに、豊かな人間性及び社会性を養い、児童の自立を支援する。
- 平成21年度に創設された制度で、養育者の住居において行う点で里親と同様であり、児童5~6人の養育を行う点で、**里親を大きくした里親型のグループホーム**となっている。
- ホーム数 委託児童数145か所 497人**(ホーム数:平成23年10月／家庭福祉課調べ)
(委託児童数:平成23年3月末／福祉行政報告例)
- 根拠法令/児童福祉法**(昭和22年法律第164号)
第6条の2第8項 この法律で、小規模住居型児童養育事業とは、第27条第1項第3号の措置に係る児童について、厚生労働省令で定めるところにより、**保護者のない児童又は保護者に監護させることが不適当であると認められる児童**(以下「要保護児童」という。)の養育に関し相当の経験を有する者その他の厚生労働省令で定める者(次条第1項に規定する里親を除く。)の住居において**養育を行う事業**をいう。

里親委託の役割

- 里親制度**は、何らかの事情により家庭での養育が困難又は受けられなくなつた子ども等に、温かい愛情と正しい理解を持った家庭環境の下で養育を提供する制度。
- 特定の大人との愛着関係の下で養育**されることにより、自己の存在を受け入れられているという安心感の中で、自己肯定感を育むとともに、人との関係において不可欠な基本的信頼感を獲得することができる。
- 里親家庭において、**適切な家庭生活を体験する中で**、家族それぞれのライフサイクルにおけるありようを学び、将来、家庭生活を築く上でのモデルとなることが期待できる。
- 家庭生活の中で**人の適切な関係の取り方を学んだり**、身近な地域社会の中で、必要な社会性を養うとともに、豊かな生活経験を通じて生活技術を獲得することができる。
- 様々な効果が期待できることから**、社会的養護においては**里親委託を優先して検討する方向性となっている**。
- 里親制度としては**、養育里親、専門里親、養子縁組希望里親、親族里親の4つの類型がある

里親の制度化への経緯

- ・ 平成14年度：専門里親、親族里親の制度の創設、里親支援事業、里親の一時的な休息のための援助(レスパイトケア)の制度化
- ・ 平成16年の児童福祉法改正：里親の定義、監護・教育・懲戒等
- ・ 平成20年の児童福祉法改正：養育里親を養子縁組里親と区別して法定、里親研修の義務化、欠格事由の法定化等
- ・ 平成20年度：里親手当の倍額への引上げ、里親支援機関事業の実施
- ・ 平成23年4月：「里親委託ガイドライン」を策定

知るとできることがある

はじめての「里親制度」

里親制度は、

健やかな育ちの場を必要とする

“子どものため”の制度です。

里親制度があることによって、子どもたちに家庭環境のあたたかさ
のもとで育つ機会をプレゼントすることができます。



知ってほしい
3つのポイント

家庭で育つあたたかさを、子どもたちへ。

里親になってみませんか？

ポイント1

いろいろな里親のかたちがあります！

短期 短期間でも里親登録が可能です！

数日～OK

季節・週末里親

お正月休みや長期休み、
週末などに数日～1週間程度
子どもを家に迎える里親

長期

委託期間は多様

養育里親

様々な事情により家族と暮ら
せない子どもを一定期間、自
分の家庭で養育する里親

法的な親子関係

養子縁組里親

養子縁組によって、子どもと
法的な親子関係を結ぶこと
を前提として養育する里親

ポイント2

受け入れまで段階を踏むので安心！

1. 相談

児童相談所にご相談ください。
里親制度について詳しくご説明いたします。

2. 研修・家庭訪問

研修は数日間で、里親制度や子どもの権利擁護
について学び乳児院などで実習も行います。

3. 登録

都道府県の審査を経て、里親登録となります。

4. 子どもとの出会い

子どもの紹介を受けて面会し、外出や数日間の
宿泊などで交流します。

里親委託

ポイント3

医療費・教育費も!

子どもの養育に必要な経費が
毎月支給されます

※養育里親の場合

里親手当(月額)

1人目/8万6000円

2人目以降/4万3000円



生活費(月額)

乳児/5万8570円

乳児以外/5万800円

※別途、医療費・教育費なども支給されます

気になるQ&A

何か特別な資格は必要?

所定の研修を受けるなど一定の要件を満たしていれば、特別な資格は必要ありません。里親さんに望まれるのは、子どもへの豊かな愛情です。

共働きでも大丈夫?

子どもの養育に支障のない範囲での共働きは問題ありません。必要に応じて保育所や放課後児童クラブなども利用することができます。

子育ての経験がなくても大丈夫?

大丈夫です。研修での知識取得はもちろん、不安な点は児童相談所の職員や里親専門の相談員、地域の交流会などでご相談いただけます。

Interview
2

「お父さん、お母さん」と呼べるうれしさ その両親の大きな支えに恩返しをしたい

私は、生後1か月くらいの時に、兄、姉とともに乳児院に入りました。その後、さまざまな児童養護施設を転々とし、小学校1年生の夏に兄姉と一緒に坂本家にきました。そして2016年9月に養子縁組をしました。

ずっと施設で育ちましたので、初めて「お父さん」「お母さん」と呼べる人ができ、「家族」というものが自分にもできたんだ、といううれしさがとても大きかったです。先にいた一つ上の女の子、一つ下の男の子ともすぐに打ち解けることができました。家族ができる一番うれしかったのは、夏休みの家族旅行。みんなで伊豆や熱海などに行くのが楽しみでした。

今は教師を目指して大学に通いながら、母と共に、年少から中学3年生まで5人の子どもと生活する「ファミリーホーム」のスタッフをしています。施設にいたままでは、大学に入ることなど考えられませんでした。これまでたくさん支えられ、人生の選択肢を広げることができたことを、両親にはとても感謝しています。その恩返しの意味もあり、私自身今は里親である母の手助けをしています。



坂本歩さん(24歳) 東京都在住

Profile

明治大学総合数理学部現象数理学科に在籍し数学の教師を目指して勉強中。児童福祉の活動を行うIFCAのほかに、八王子の里子の会「ほいっぷジュニア」の代表を務める。

社会的養育とは

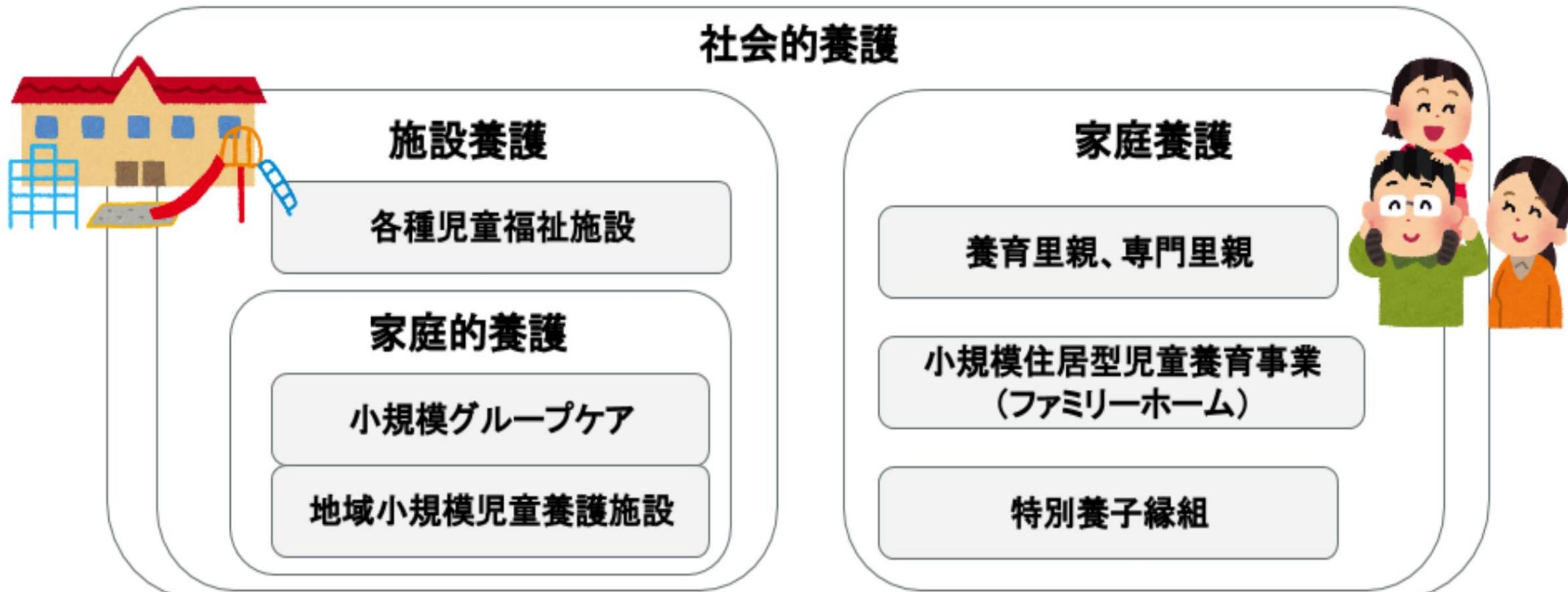
虐待や経済的理由などの家庭的な理由で保護者のもとで暮らせなくなった子どもたちを、公的な責任として社会的に養育することを、社会的養育と言います。

日本全体で約45,000人の子どもたちが社会的養育のもと、自分の親と離れて暮らしています。

- ④ 「社会的養護の原則」 夢が持てない養護施設や・・・ 動画（15分）
- ⑤ 親と暮らしれない子どもが全国4万5千人 里親歴21年
- ⑥ 「NHKドキュメント」 置いて行く我が子へ10台母が内密出産
- ⑦ 「我が家に来てくれてありがとう」 特別養子縁組
- ⑧ 養子縁組のストーリーその1 「3歳の女の子」

神奈川の児童養護施設で働く！(youtube.com)

社会的養護の大きなポイント



施設養護 < 家庭的養護 < 家庭養護

施設養護	大規模施設養護		定員の多い（数十人～100人程度）児童福祉施設
	家庭的養護	小規模グループケア	児童養護施設・乳児院で、6人を原則に小規模グループによるケアを行う
		地域小規模児童養護施設 (グループホーム)	6人定員の養護施設。地域の住宅地などに置かれる
家庭養護	里親	養育里親	自治体からの委託で家庭にて要保護児童を養育
		専門里親	虐待、非行、障害など特殊な背景のある子どもを養育 養育里親より要件が厳しい
	小規模住居型児童養育事業 (ファミリーホーム)		子どもの養育に相当の経験を持つ者の 住宅で5～6人の子どもを養育
	養子縁組	特別養子縁組	夫婦が子どもを引き取り戸籍上の実子とする養子縁組 (戸籍には実子として記載される)
		普通養子縁組	家を継ぐための養子縁組 (戸籍には養子として記載される)

社会的養育の現状

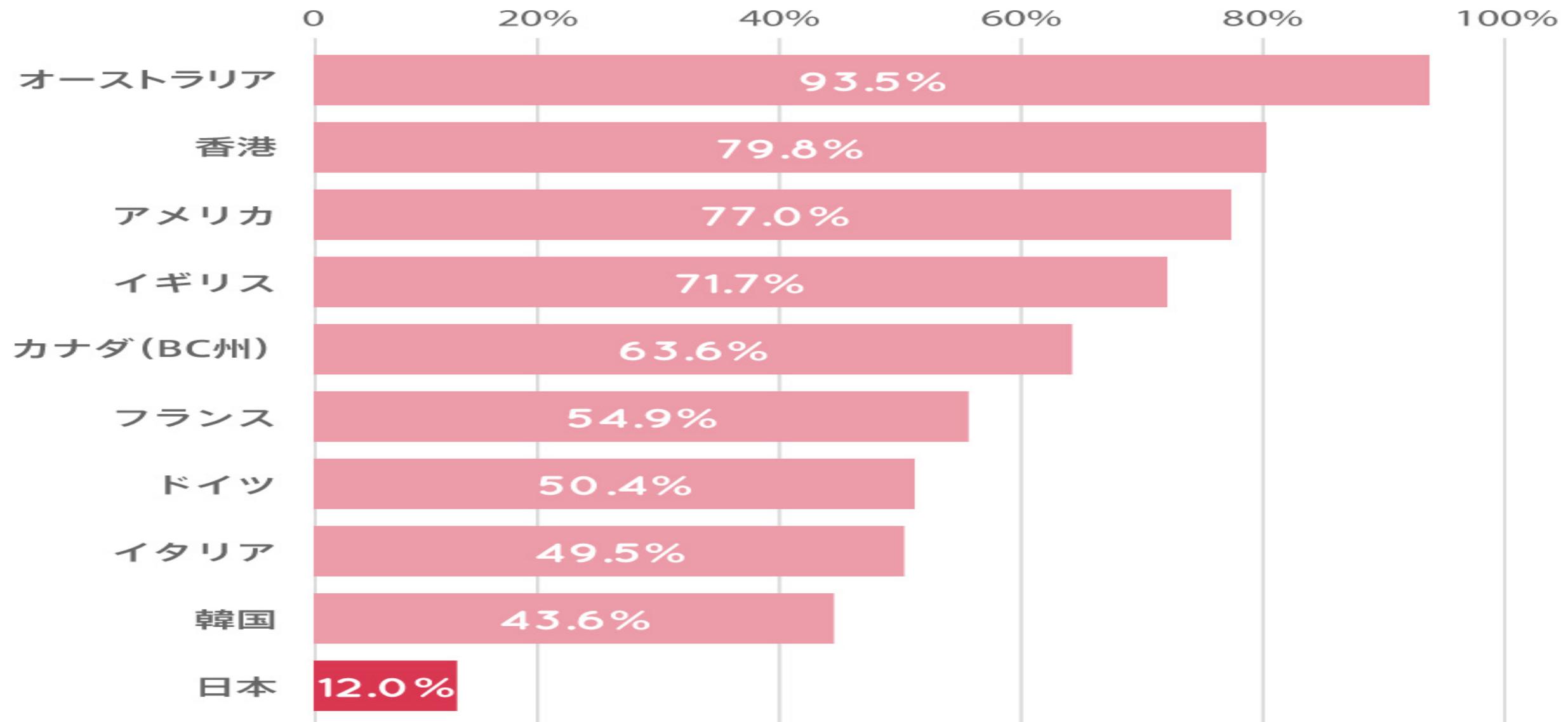
2009年12月に国連総会が決議した「児童の代替的養護に関する指針」では社会的養育が必要な場合に「安定した家庭を児童に保障すること、及び養護者に対する安全かつ継続的な愛着心という児童の基本的なニーズを満たすことの重要性」に言及しています。政府においても大規模施設よりも小規模施設での養育、施設での養育よりも家庭での養育を推進しています。

家庭養育率が低すぎる日本

日本にいる約45,000人の社会的養育の子どもたちのうち、約39,000人が児童養護施設や乳児院で暮らしており、里親家庭で暮らしている子どもたちは約6,000人です。

これはOECD諸国の中で最低の水準となっています。日本の里親家庭の数は、まだまだ不足しています。

■ 里親委託率の国際比較（2010年）



出典：厚生労働省

「社会的養護の現状について（平成26年3月）」

● 里親数と児童数の推移

	昭和30年	40年	50年	60年	平成25年	26年	27年	28年	29年
登録里親数 (世帯)	16,200	18,230	10,230	8,659	9,441	9,949	10,679	11,405	11,730
委託里親数 (世帯)	8,283	6,090	3,225	2,627	3,560	3,644	3,817	4,038	4,245
委託児童数 (人)	9,111	6,909	3,851	3,322	4,636 (5,629)	4,731 (5,903)	4,973 (6,234)	5,190 (6,546)	5,424 (6,858)

(注) 平成25年度以降委託児童数の()はファミリーホームを含む。

3 里親委託の推進

日本の社会的養護において、里親及びファミリーホームへの委託率（里親等委託率）は、全国平均で19.7%（H29年度未現在）にとどまっています。しかし、里親等委託率には自治体間で大きな差があり、新潟市で57.5%など、里親等委託率が5割を超える自治体もあり、最近では、さいたま市が平成18年度末6.3%から平成29年度末36.8%、静岡市が平成18年度末18.5%から平成29年度末44.2%、福岡市が平成18年度末12.6%から平成28年度末43.8%に増加させるなど、大幅に伸ばした自治体もあります。

これらの自治体では、児童相談所への専任の里親担当職員の設置、里親支援機関の充実、体験発表会、市町村と連携した広報、N P Oや市民活動を通じた口コミなど、さまざまな取組が行われています。国としても、こうした自治体の取組事例を普及させるなどの取組を行っています。

4 小規模住居型児童養育事業（ファミリーホーム）の概要

小規模住居型児童養育事業は、家庭養育を促進するため、要保護児童に対し、この事業を行う住居において、児童間の相互作用を活かしつつ、児童の自主性を尊重し、基本的な生活習慣を確立するとともに、豊かな人間性及び社会性を養い、児童の自立を支援する事業です。

平成21年度に創設された制度で、養育者の住居において行う点で里親と同様であり、児童5～6人の養育を行う点で、里親を大きくした里親型のグループホームです。

福祉行政報告例 平成29年度末現在

ホーム数	委託児童数
347か所	1,434人

社会的養護の将来像

THE FUTURE IMAGE OF SOCIAL CARE

上記のような現状を踏まえ、国は以下のように今後の社会的養護の在り方（将来像）について示しています。

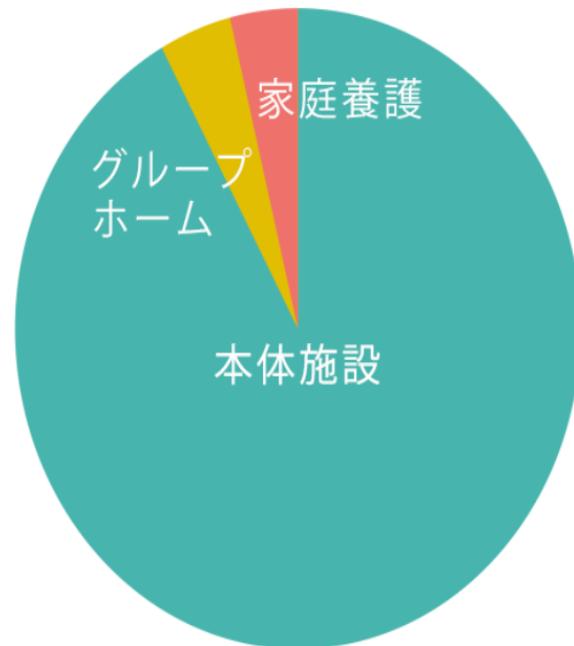
・社会的養護の整備量と将来像

日本の社会的養護は、現在、9割が乳児院や児童養護施設で、1割が里親やファミリーホームであるが、これを今後、十数年かけて以下のような姿に変えていく。

✓ 概ね3分の1が、里親及びファミリーホーム

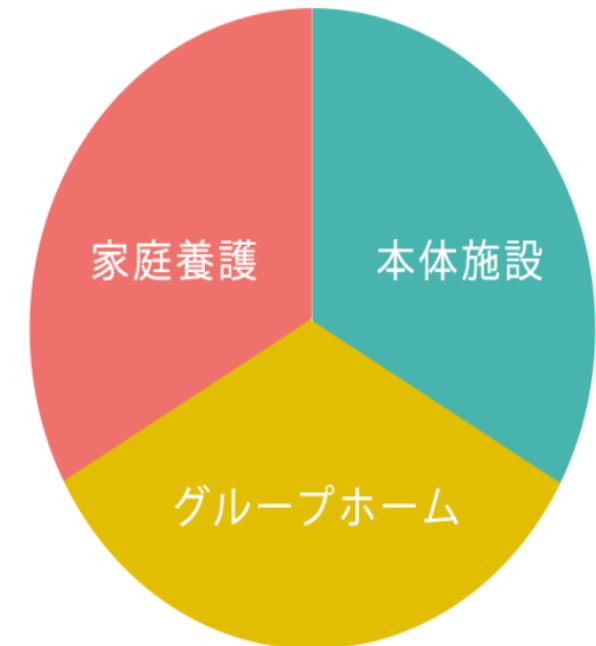
✓ 概ね3分の1が、グループホーム

✓ 概ね3分の1が、本体施設



現在

施設9割、里親1割

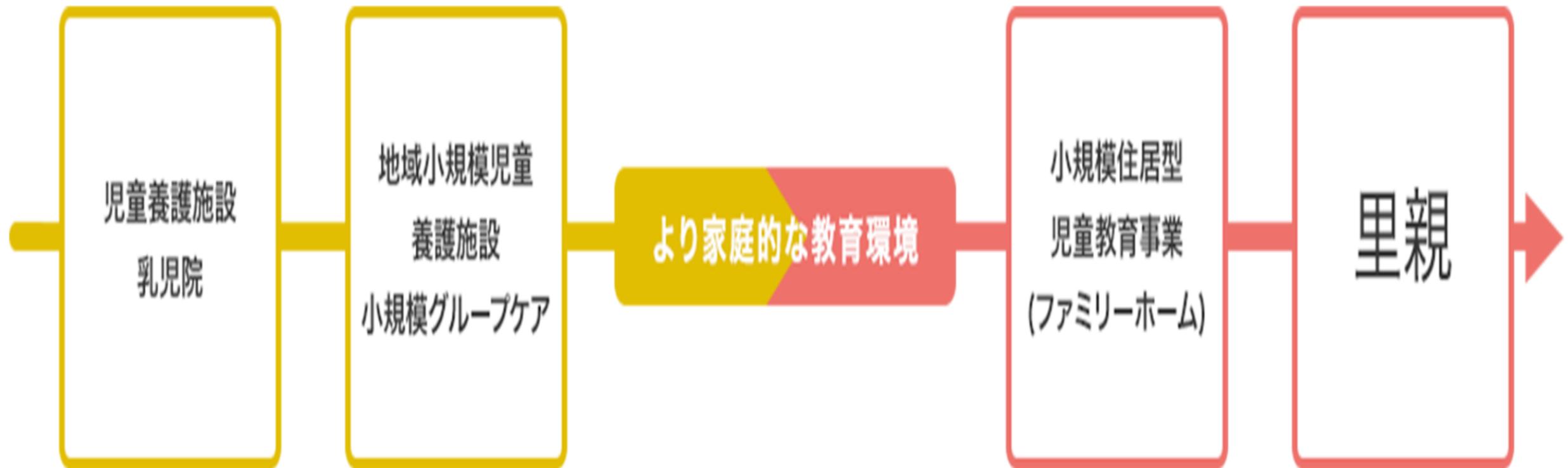


将来像

それぞれ概ね3分の1に

・施設の小規模化と家庭的養護の推進

社会的養護が必要な児童を、可能な限り家庭的な環境において安定した人間関係の下で育てることができるよう、施設のケア単位を小規模化し、里親やファミリーホームなどを推進しています。



里親制度とは

WHAT IS FOSTER CARE SYSTEM

日本の社会的養護は「施設養護」と「家庭養護」に分類されます。

さらに、「家庭養護」は制度上、大きく「養子縁組」「里親」「里親ファミリーホーム」の3つに分けることができます。



- 普通養子縁組
- 特別養子縁組

- 養育里親
- 専門里親
- 親族里親
- 養子縁組を希望する里親
- 短期里親

- 小規模住居型児童養育事業

養子縁組制度

養子縁組とは、親子関係のない者同士を法律上親子関係があるものとすることです。「普通養子縁組」と「特別養子縁組」の2つがあります。

普通養子縁組

普通養子縁組とは、養子が実親との親子関係を存続したまま養親との親子関係をつくるという二重の親子関係となる縁組のことをいいます。

特別養子縁組

特別養子縁組とは、養子が戸籍上も実親との親子関係を断ち切り、養親が養子を実子と同じ扱いにする縁組のことをいいます。

里親制度

里親制度とは、家庭での養育が困難又は受けられなくなった子どもに、一般的な家庭環境の下での養育を提供する制度です。家庭での生活を通じて、子どもが成長する上で極めて重要な「特定の大人との愛着関係」の中で養育を行うことにより、子どもの健全な育成を図る制度です。里親制度は、いくつかの種類に分類されます。

養育里親

- ・様々な理由により、親子と一緒に生活することが難しい子ども、あるいは生活させることが適切でないと認められる子どもを保護者が子どもを引き取れるようになるまで養育する里親です。子どもが社会で自立できるまでの間、養育することもあります。

専門里親

- ・虐待などにより、心に癒さなければならない傷を受けた子どもなどを専門的に養育する里親です。
- ・現に里親であって国が定める研修を修了している等、一定の条件を満たした者が養育を行います。



親族里親

- ・子どものおじいさん、おばあさん、おじさん、おばさんといった3親等内の親族が、その子どもに限って里親となる場合です。
- ・実父母の死亡、行方不明、拘禁などやむを得ない事情がある場合に限定されます。



養子縁組を希望する里親

- ・養子縁組を希望し、それを前提として子どもを養育する養子里親です。

短期里親

- ・保護者の入院などにより一時的に養育できなくなった場合や、1年以内の期間を定めて子どもを養育する里親です。
- ・週末や夏休みなどをを利用して施設に入所している子どもをホームステイのような形で養育する季節・週末里親もひとつの形です。

里親委託を推進するまでの課題として、以下のような点が挙げられています。

登録里親確保の問題

- 里親制度の社会的認知度が低く、新規委託可能な登録里親が少ない。
- 里親の希望する条件（性別、年齢、養子可能性など）と合わない。
- 信頼関係の構築が難しく、児童相談所として信頼できる里親が限られる。
- 里子の万一のトラブルや事故に遭遇したときの里親としての責任が心配で、登録申請に至らない等

実親の同意の問題

- 里親委託に対する実親の同意を得ることが難しい。
(施設なら同意するが、里親の場合同意しない。) 等



児童の問題の複雑化

- ・発達障害など児童が抱える問題が複雑化しており、里親への委託が困難なケースが増えている等

実地体制、実地方針の問題

- ・児童福祉司が虐待対応業務におわかれていることから、里親委託への業務に十分に関わっていない。
- ・里親専任担当職員が配置されていないなど、里親を支援するための体制の整備が十分でない。
- ・未委託里親の状況や里親委託を検討出来る児童の情報など、県内全児相での情報共有が必要。
- ・職員の意識の問題として、失敗を恐れると委託に消極的になり、無難な施設を選択するなどの問題。等



社会的養護の現状について（参考資料）より（厚生労働省）

社会的養護の施設等について

1 児童養護施設の概要

児童養護施設は、保護者のない児童や保護者に監護させることが適当でない児童に対し、安定した生活環境を整えるとともに、生活指導、学習指導、家庭環境の調整等を行いつつ養育を行い、児童の心身の健やかな成長とその自立を支援する機能をもちます。

児童養護施設では、虐待を受けた子どもは53.4%、何らかの障害を持つ子どもが23.4%と増えていて、専門的なケアの必要性が増しています。

また、入所児童の平均在籍期間は4.6年ですが、10年以上の在籍期間の児童が10.9%となっています。

社会的養護が必要な子どもを、できる限り家庭的な環境で、安定した人間関係の下で育てることができるよう、施設のケア単位の小規模化(小規模グループケア)やグループホーム化などを推進しています。

施設数	定員	現員
585か所	34,522人	29,114人

(施設数：平成23年10月／家庭福祉課調べ)
 (定員・現員：平成23年3月末／福祉行政報告例)

児童福祉法（昭和22年法律第164号）

第41条 児童養護施設は、保護者のいない児童（乳児を除く。ただし、安定した生活環境の確保その他の理由により特に必要のある場合には、乳児を含む。以下この条において同じ。）虐待されている児童その他環境上養護を要する児童を入所させて、これを養護し、あわせて退所した者に対する相談その他の自立のための援助を行うことを目的とする施設とする。

2 乳児院の概要

乳児院は、保護者の養育を受けられない乳幼児を養育する施設です。乳幼児の基本的な養育機能に加え、被虐待児・病児・障害児などに対応できる専門的養育機能を持ちます。

乳児院の在所期間は、半数が短期で、1か月未満が26%、6か月未満を含めると48%となっています。短期の利用は、子育て支援の役割であり、長期の在所では、乳幼児の養育のみならず、保護者支援、退所後のアフターケアを含む親子再統合支援の役割が重要となります。

児童相談所の一時保護所は、乳児への対応ができない場合が多いことから、乳児については乳児院が児童相談所から一時保護委託を受け、アセスメントを含め、実質的に一時保護機能を担っています。

また、乳児院は、地域の育児相談や、ショートステイ等の子育て支援機能を持っています。

施設数	定員	現員
129か所	3,778人	2,963人

(施設数：平成23年10月／家庭福祉課調べ)
 (定員・現員:平成23年3月末／福祉行政報告例)

児童福祉法（昭和22年法律第164号）

第37条 乳児院は、乳児（保健上、安定した生活環境の確保その他の理由により特に必要のある場合には、幼児を含む。）を入院させて、これを養育し、あわせて退院した者について相談その他の援助を行うことを目的とする施設とする。

3 情緒障害児短期治療施設の概要

情緒障害児短期治療施設（情短施設）は、心理的・精神的問題を抱え日常生活の多岐にわたり支障をきたしている子どもたちに、医療的な観点から生活支援を基盤とした心理治療を行います。施設内の分級など学校教育との緊密な連携を図りながら、総合的な治療・支援を行います。また併せて、その子どもの家族への支援を行います。比較的短期間（現在の平均在園期間2年4ヶ月）で治療し、家庭復帰や、里親・児童養護施設での養育につなぐ役割をもちます。また、通所部門を持ち、在宅通所での心理治療等の機能を持つ施設もあります。

入所児は、被虐待児が75%を占め、広汎性発達障害の子どもが26%、軽度・中度の知的な課題を有する子どもが12.8%、児童精神科を受診している子どもが40%、薬物治療を行っている子どもが35%となっています。

情短施設では、児童精神科等の医師に常時連絡がつき対応できる体制があり、また、心理療法担当職員の配置が厚く、アセスメント、コンサルテーション、心理療法やカウンセリングを行えます。

仲間作りや集団生活が苦手で、様々な場面で主体的になれない子どもに、施設内での生活や遊び、行事を通じて、主体性を取り戻す手助けを行います。

学校教育は、施設内の分教室や分校を持つ場合がほとんどですが、近隣の学校の普通学級、特別支援学級に通う場合もあります。

施設数	定員	現員
37か所	1,664人	1,178人

(施設数：平成23年10月／家庭福祉課調べ)

(定員・現員：平成23年3月末／福祉行政報告例)

児童福祉法（昭和22年法律第164号）

第43条の5 情緒障害児短期治療施設は、軽度の情緒障害を有する児童を、短期間、入所させ、又は保護者の下から通わせて、その情緒障害を治し、あわせて退所した者について相談その他の援助を行うことを目的とする施設とする。

4 児童自立支援施設の概要

子どもの行動上の問題、特に非行問題を中心に対応する児童自立支援施設は、平成9年の児童福祉法改正により、「教護院」から名称を変更し、「家庭環境その他の環境上の理由により生活指導等を要する児童」も対象に加えました。通所、家庭環境の調整、地域支援、アフターケアなどの機能充実を図りつつ、非行ケースへの対応はもとより、他の施設では対応が難しくなったケースの受け皿としての役割を果たしています。

児童自立支援施設は、職員である実夫婦とその家族が小舎に住み込み、家庭的な生活の中で入所児童に一貫性・継続性のある支援を行うという伝統的な小舎夫婦制や、小舎交代制という支援形態で展開してきた施設であり、小規模による家庭的なケアを一世紀以上にわたって実践してきました。

また、専門性を有する職員を配置し、「枠のある生活」を基盤とする中で、子どもの健康新生で自主的な生活を志向しながら、規則の押しつけではなく、家庭的・福祉的なアプローチによって、個々の子どもの育ちなおしや立ち直り、社会的自立に向けた支援を実施しています。

児童自立支援施設は、少年法に基づく家庭裁判所の保護処分等により入所する場合もあり、これらの役割から、児童福祉法では、都道府県等に児童自立支援施設の設置義務が課せられており、大多数が公立施設となっています。

施設数	定員	現員
58か所	4,024人	1,548人

(施設数：平成23年10月／家庭福祉課調べ)
 (定員・現員:平成23年3月末／福祉行政報告例)

児童福祉法（昭和22年法律第164号）

第44条 児童自立支援施設は、不良行為をなし、又はなすおそれのある児童及び家庭環境その他の環境上の理由により生活指導等をする児童を入所させ、又は保護者の下から通わせて、個々の児童の状況に応じて必要な指導を行い、その自立を支援し、あわせて退所した者について相談その他の援助を行うことを目的とする施設とする。

5 母子生活支援施設の概要

母子生活支援施設は、従来は、生活に困窮する母子家庭に住む場所を提供する施設であり、「母子寮」の名称でしたが、平成9年の児童福祉法改正で、施設の目的に「入所者の自立の促進のためにその生活を支援すること」を追加し、名称も変更されました。

近年では、DV被害者（入所理由が夫等の暴力）が入所者の54%を占め、虐待を受けた児童が入所児童の41%を占めています。また、精神障害や知的障害のある母や、発達障害など障害のある子どもも増加しています。「母子と一緒に生活しつつ、共に支援を受けることができる唯一の児童福祉施設」という特性を活かし、保護と自立支援の機能の充実が求められています。

利用者の就労収入は、母子家庭の中でもさらに低く、平均収入は120万円にすぎません。母子生活支援施設は、貧困母子世帯への支援を担っています。

施設数	定員	現員
261か所	5,404世帯	3,850世帯 児童6,015人

(施設数：平成23年10月／家庭福祉課調べ)

(定員・現員:平成23年3月末／福祉行政報告例)

児童福祉法（昭和22年法律第164号）

第38条 母子生活支援施設は、配偶者のない女子又はこれに準ずる事情にある女子及びその者の監護すべき児童を入所させて、これらの者を保護するとともに、これらの者の自立の促進のためにその生活を支援し、あわせて退所した者について相談その他の援助を行うことを目的とする施設とする。

6 自立援助ホームの概要

自立援助ホーム（児童自立生活援助事業）は、義務教育を終了した20歳未満の児童であって、児童養護施設等を退所したもの又はその他の都道府県知事が必要と認めたものに対し、これらの者が共同生活を営む住居（自立援助ホーム）において、相談その他の日常生活上の援助、生活指導、就業の支援等を行う事業です。

か所数	定員	現員
82か所	504人	310人

(施設数：平成23年10月／家庭福祉課調べ)
(定員・現員:平成23年3月末／家庭福祉課調べ)

児童福祉法（昭和22年法律第164号）

第6条の2第1項 この法律で、児童自立生活援助事業とは、第25条の7第1項第3号に規定する児童自立生活援助の実施に係る義務教育修了児童等（義務教育を終了した児童又は児童以外の満20歳に満たない者であって、第27条第1項第3号に規定する措置のうち政令で定めるものを解除されたものその他政令で定めるものをいう。以下同じ。）につき第33条の6第1項に規定する住居において同項に規定する日常生活上の援助及び生活指導並びに就業の支援を行い、あわせて第25条の7第1項第3号に規定する児童自立生活援助の実施を解除された者につき相談その他の援助を行う事業をいう。

第33条の6 都道府県は、その区域内における義務教育終了児童等の自立を図るために必要がある場合において、その義務教育終了児童等から申込みがあったときは、自ら又は児童自立生活援助事業を行う者（都道府県を除く。次項において同じ。）に委託して、その義務教育終了児童等に対し、厚生労働省令で定めるところにより、義務教育終了児童等が共同生活を営むべき住居において相談その他の日常生活上の援助及び生活指導並びに就業の支援を行わなければならない。ただし、やむを得ない事由があるときは、その他の適切な援助を行わなければならない。（以下略）

7 児童家庭支援センターの概要

児童家庭支援センターは、平成9年の児童福祉法改正で制度化され、児童に関する家庭その他の相談のうち、専門的な知識及び技術を必要とするものに応じるとともに、児童相談所からの委託を受けた児童及びその家庭への指導、その他の援助を総合的に行います。平成20年の児童福祉法改正で、市町村の求めに応じ、技術的助言その他必要な援助を行うことも業務に加えられました。

多くは児童養護施設等の施設に附置されていて、施設が地域支援を行う機能を果たしていますが、平成20年の児童福祉法改正で、単独設置も可能となりました。

また、平成23年4月の実施要綱改正で、里親やファミリーホームの支援を行うことが明記されました。

か所数

87か所

(平成23年10月／家庭福祉課調べ)

児童福祉法（昭和22年法律第164号）

第44条の2 児童家庭支援センターは、地域の児童の福祉に関する各般の問題につき、児童に関する家庭その他からの相談のうち、専門的な知識及び技術を必要とするものに応じ、必要な助言を行うとともに、市町村の求めに応じ、技術的助言その他必要な援助を行うほか、第26条第1項第2号及び第27条第1項第2号の規定による指導を行い、あわせて児童相談所、児童福祉施設等との連絡調整その他厚生労働省令の定める援助を総合的に行うこととする施設とする。

2項 児童家庭支援センターの職員は、その職務を遂行するに当たっては、個人の身上に関する秘密を守らなければならない。

(1) 里親数、施設数、児童数等

保護者のない児童、被虐待児など家庭環境上養護を必要とする児童などに対し、公的な責任として、社会的に養護を行う。対象児童は、約4万5千人。

里 親 家庭における養育を里親に委託		登録里親数	委託里親数	委託児童数	ファミリー ホーム 養育者の住居において家庭養護を行う(定員5~6名)
		11,730世帯	4,245世帯	5,424人	
区分 (里親は 重複登録 有り)	養 育 里 親	9,592世帯	3,326世帯	4,134人	ホ ー ム 数 347か所
	専 門 里 親	702世帯	196世帯	221人	
	養 子 縁 組 里 親	3,781世帯	299世帯	299人	
	親 族 里 親	560世帯	543世帯	770人	委託児童数 1,434人

施設	乳児院	児童養護施設	児童心理治療施設	児童自立支援施設	母子生活支援施設	自立援助ホーム
対象児童	乳児（特に必要な場合は、幼児を含む）	保護者のない児童、虐待されている児童その他環境上養護を要する児童（特に必要な場合は、乳児を含む）	家庭環境、学校における交友関係その他の環境上の理由により社会生活への適応が困難となった児童	不良行為をなし、又はなすおそれのある児童及び家庭環境その他の環境上の理由により生活指導等を要する児童	配偶者のない女子又はこれに準ずる事情にある女子及びその者の監護すべき児童	義務教育を終了した児童であって、児童養護施設等を退所した児童等
施設数	140か所	605か所	46か所	58か所	227か所	154か所
定員	3,900人	32,253人	1,892人	3,637人	4,648世帯	1,012人
現員	2,706人	25,282人	1,280人	1,309人	3,789世帯 児童6,346人	573人
職員総数	4,921人	17,883人	1,309人	1,838人	1,994人	687人

○個人ワーク

- ①乳幼児保育（地域型保育等）の課題を一つ取り上げ、その解決策についてあなたの意見を述べてみましょう。

- ②社会的養護の課題を一つ取り上げて、その解決策についてあなたの意見を述べてみましょう。